

(議長)

次に、増永議員の発言を許可致します。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーそれでは、私の方から質問させていただきます。

1 番目として、江光ビル跡地の建設施設の借金についてということで、ご質問致します。

これは、昨年の12月に行われました第4回の定例会一般質問で、中期、中長期財政運営計画、令和4年度から令和8年度の再質問において、答弁漏れがあったので、改めて質問致します。

江光ビル跡地の建設施設の借金について、15年計画で返済となっております。その15年間、町長も、町民として私達と一緒に返済する意向があるのかお伺い致します。

一緒に返済するか、しないかで、ご答弁をお願い致します。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員からの1問目、江光ビル跡地の建設資金の借入金についてのご答弁にお答え申し上げます。

まず、町民に誤解を与えてはいけませんので、施設整備にあたっての財源を少しかみ砕いて説明させていただきます。

旧江光ビル跡地活用拠点施設は、国のデジタル田園都市国家構想交付金、地方創生拠点整備タイプの内示を受け、建設工事費の2分の1が交付される予定です。

その残り2分の1を過疎対策事業債として借入する予定となっております。

増永議員の令和5年第4回定例会議事録を確認させていただきました。一般質問での再質問で、年間2千万円、15年計画で返済とのご発言がございましたが、少しそこには年数に関する誤解がございます。

建設工事に係る過疎債の返済期間は12年間です。

また、当該事業に係る元利償還額は、平均すると年間1,430万円の額となり、かつそのうち7割が普通交付税で措置されます。従いまして、町として持ち出す一般財

源は、年間約430万円ということになります。

ご質問の点についてですが、町民として、そして町長として、町のために出来ることをこれまでも、そして、これからも、責任を持って着実に進めていく所存でございます。

「増永議員」

はい。議長。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

ですから、その400万のお金を我々町民として、一緒に町長さん、お支払いするんですかって、僕、さっき、質問したんですよ。するかしらないかの返答だけで、宜しいのでお願いします。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」

えー繰り返しになりますが、これまでも、これからも、町民として、町長として、責任を持ってまちづくりを推進していくという所存でございますので、ご理解願いたいと思います。

「増永議員」

はい。

じゃ、責任を持って・・・。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

はい。

責任を持って、じゃ借金を払っていくというふうに、意向で宜しいんですね。

私は、そういうふうに理解しました。あとは、どういう方が、どういう形で、受け

入れるかは別問として、私はそういうふうに理解しました。

それでは、2 番目にいきます。

公式文書や書類等の印鑑省略について、ご質問致します。

えー今は、あの、国、道では、公式文書や書類等の印鑑省略を進めておりますが、江差町として具体的に印鑑省略をどのように進めているかをお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員からの公文書等の印鑑省略に関するご質問にお答え致します。

議員が資料添付されてますように、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、令和2年7月に地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに関しに関して、総務省自治行政局長から都道府県知事及び指定都市市長への通知がなされ、同年12月には地方公共団体における押印見直しマニュアルが内閣府から示されております。

押印の見直しは、押印をなくすことが目的ではなく、行政手続きにおける国民の負担を軽減し、利便性を高めることが目的で、その先のオンライン化、デジタル化への第一歩であるとされておりますが、現段階において、当町では具体的な検討には至っておりません。

印鑑省略に限らず、住民の利便性、行政の効率化を図ることが必要不可欠でありますので、今後、検討を進めて参りたいと考えております。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

それでは、今の答弁でいくと、これからなんですね。これから進めていくってことですよね。でも、皆さん、資料2の1、見て下さい。先程、町長さんゆわれたとおり、案内はですね、令和2年7月7日ですよ。もう3年8か月が経っているんですよ。それを今からやるんですか。ちょっと、それ遅くないですか。そして、今、町長さんが言われたとおり、印鑑を省略することによって、これ、町民への住民サービスなんですよ。作

業の軽減化、それともう1つ大事なものは、役場内の行政の効率化も図るってことなんですよ。いいですか、町長さん。じえんこをバラ撒いて、町民に配ることも大事かも知れません。で、施設を作ることも大事かも知れません。それも住民サービスかも知れません。でも、じえんこの掛からないこういうサービスもあるんですよ。それを3年8か月、投げたんですよ。そして、2の2の2を見て下さい。ここには、えー、公共、うー、地方公共団体における押印見直しマニュアル、内閣府で出しているものです。ここの2の2の2、アンダーライン引いているとこ、見て下さい。どうしても残さなければならぬ手続きを除き、速やかに押印を見直すという考えのもと、押印の見直しが強力に推進した結果、民間から行政への手続きの99.4%廃止、又廃止の方向になって特に認印については、全て廃止になる見込みとなりました、って出てんですよ。これ、すごい大事なことだと思うんですよ。このことを踏まえて、申し訳ないんですけども、これからやるんじゃないじゃなくて、明日から直ぐやって下さいよ。町民サービスのじえんこの掛からない、直ぐやって下さい。金掛かる訳でないですから。すいません、それじゃ、いつやるか、教えて下さい。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

ただ今のご質問にお答え致します。

3年8か月投げていたと、いうようなご発言がございました。実際、私どもは、通知を受け取ってから、内部としてどういった方針を立てるべきかということは、それは、内部として、課としての検討は進めてございます。ただし、この押印に関しましては、町全体、役場庁舎のみならず、行政サービス全体に係わる検討事項ということで、ことになりますので、そういう意味では全町的な取組、検討が出来ていないというのが現実でございます。それがまず、1点。

2点目。国のマニュアルにおいて、先程、下線部分のご説明がございました。文字通りありますように、コロナ禍において、国では、強力にこの見直しを図って行ったというような前触れがございます。実際、私どももこのコロナ禍において、この押印を最優先出来たかという、残念ながらそこは、出来なかったという状況にございます。

いずれにしても、先程、答弁させて頂いておりますように、この見直しというのは、必要な行政サービスであるという認識を持ってございますので、検討を進めさせて頂きたいと思っております。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい。えーそれでは、あの課長さん、是非ですね、あのそれを、いち早く全町として対策を考えて頂きたいと思います。確かに課で相談、相談してやってたかも知れないですけども、それは外に見えてこなければ、やってないのと同じように見えますので、ま、形になるような形でこれを進めて頂きたいと思います。それは、町民は望んでると思いますので、宜しくお願い致します。

ちなみにですね、こちらの方の、あの一状況はですね、え一道に確認しましたら、小樽市と中標津町が進めております。で、小樽市は、もう間もなく始めるらしいです。そういった情報もありますので、是非、早目にただの住民サービスが出来るので、お願い致します。

はい。次、3番目いきます。

えー、江差町の公用車についてです。えー、令和5年第4回定例会一般質問において、江差町の公用車について、えー、公用車が多いと質問した際に、3台分については、リース契約終了後に公用車を減らすと答弁がありましたが、今でも変わりませんか。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の3問目のご質問、江差町の公用車についてのご質問にお答え致します。

えー、少し確認も含めた答弁とさせていただきますが、ご質問の要旨にある3台分についてはリース契約満了後に減らすという答弁につきましては、12月定例会の再質問で増永議員から、聞いたところによれば、リース期間が満了する前に車を返すことも出来るのだが、出来るとのことだがどうか。という内容に対して、担当課長よりお答えしたものであります。

その答弁の前段では、担当課長からリース契約の解約は原則的に禁止されているという指摘があることと、リース会社との信用関係の元で成り立っている本契約において、町の一方的な都合のみを理由として相手側に迷惑をかけてまで取る方法は厳に慎

むべきであるといった内容をお答えしたところであり、現在においてもその考えに変わりはありません。

前回の答弁と重なりますが、引き続き運行状況等を踏まえた適切な配置台数の見直しに努めて参ります。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

はい。えー、じゃー変わらないってことですよね。それで、まあ、リース契約原則禁止っていう言葉も、これも疑問符ですし、慎むべきではないかというのも疑問符なんです。というのは、次の俺の資料の3の2の1見て下さい。これは、リース契約の契約書です。ニッサンセレナ函、函館500ひ2329。これのですね、3の2の3、の19条、下線引いてる部分。必要があるときは、この契約を解除することが出来る。そして②、損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。これが、私が12月に言ったリース契約を解約した場合に、リース契約の残高と車両本体価格との差額分が出れば、それをお支払いすれば契約は出来るという条件のもとです。そしてこれは、3台分とも同じ内容で書いています。

僕はこの契約書を持ってリース会社を回りました。各ディーラーさんに、これ江差町の契約書、これに伴って解約した場合、これは違法なんですか。あなた方断るんですか。聞きました。そしたらいや、これは合法です。契約書に載ってるんでこれは出来ますよって言ってるんですよ。

それともう一つ、いいですか。この3台分がこの今、来年、あ、来月の令和6年の4月から契約が終わるまで、おいくらお支払いするか町長さんご理解してますか。僕計算しましたよ。セレナ2329、えー、リース契約538,560円、保険料44,330円。ホンダ4872、リース契約268,950円、保険料47,450円。セレナ2430、リース契約559,680円、保険料44,330円。

トータルいくら。1,503,300円ですよ。150万だよ。これ一般家庭で考えてみてくださいよ。あなた方自宅のさあーあ、無駄な車あったらすぐ止めないがい。役場がいいの、これ、して、こういうの。まあいい、とりあえず、やらない、あの一、リース契約は終了し、あの一、するまでやらないということでもいいですね、わかりました。次行きます。

4番目行きます。

江差、あの一、町長の公用車も同じく、同じような答弁でありました。えーこれは、えー副町長さんが答えておりますが、一番最後の最後に答えています。えー、如何に

削減できるか、町長公用車の今のグレードですね、そういったこと考えます。リース終了後ですよ、終了後。終了する前に出来るでしょ。で、これも同じく契約書がついております。で、同じくこれも確認しました。合法ですね、違法ではありません。信頼関係がどうのこうの、商業、商業ベース上における商業の道徳的な感覚で合法ですよ、違法じゃないです。信頼関係失う訳ではないですよ。そういうことが、ちゃんと乗かってんですよ。それでも町長さんのお車も、あれですか。リース終わるまで考えないんですか。ご答弁お願いします。

(議長)

増永議員。今の4問目の答えでいいんですか。

「増永議員」

はい。4問目でいいです。

(議長)

はい。町長。

「町長」

只今のご質問にお答え致します。

昨年 の 第4回定例会一般質問において、町長公用車の必要性に関する質疑において、令和8年度までのリース期間の使用をご答弁しておりますが、現在もその考えに変わりはありません。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい。えーそれではですね。今あのトヨタアルファード、こちらをですね、2年間なるんです、終了するまでに。そしたらこれがですね、年間リース代と保険料入れたら167万1,354円掛かるんです。すると、ま、先程の、うーと3問目の質問と、ちょっと重複しますが、これですね、今、町の3台と町長さんのお車を足すと、おいくらになるかご存じですか。317万4,654円も掛かるですよ。こんな無駄遣いしていいんですか。それでもまだあれですか、リース契約を続けるつもりですか。ご答弁お願いします。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

えーと、そうしたらですね、今あの一、町長公用車、まあ契約ということについて、事務手続き的なことですね、私の立場の方で、えー3問目、4問目少し絡みの答弁になります、お答えをさせていただきます。

えーあの一、ま、増永議員からですね、金額的な話という観点でも質問が3問目4問目でもございました。それと、その解約することが違法じゃなくて合法だよという話でもございました。まあ、そこら辺も絡めての答弁ということになります。

まずあのリース契約の途中の解除というのは、原則的に禁止されていると、私こういう風に12月定例会でも言いましたし、今も言います。違法か合法・適法かということは一言も言っておりません。ですので、あの一、適法だという解釈があるのであれば、そのとおりなのかも知れません。まず原則的に、禁止されている行為だというような答弁だということでご理解頂きたい。

それと、増永議員の提出頂いている資料の中で、えー、解除することが出来る項目、条項の話もありました。これはですね、あの一まあ、私これも12月に言いましたけれども、この途中解約というのは、取って取れない方法ではないということもきちんと言ってます。出来ないとは一言もいっていないです。ただし、厳に慎むべきことだということを言いました。ですので、その禁止項目をうたっている条項ですけれども、そこでは必要がある時という文言がございます。これは、まあ、個人レベルで言いますと、交通事故にあった時だとか、その車が盗難被害にあった時だとか、まあ、そういうことを言っています。ま、果たして、町がこの条項を適応させる時にどんなような理由を掲げていくかということも整理の必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

さて、あの、リース契約の金額について、えー、まあ、ある程度ご確認頂いたという話もございましたが、町の方でもご質問頂いたという関係上ですね、えーと、少しあの、調べた経過がございますけれども、あの必ずしも両方合わせていくらというふうに話もありましたけれども、必ずしもリース契約を払い続ける金額と、そのディーラーの方に早くあげることによって支払う金額を比べた時に、金額のはっきりした話は今申し上げませんが、必ずしも町が得をすとかという計算にはなっていないという情報も持っています。ということがあります。それと、このリースを早く上げるということは、増永議員も言ってますけれども、損害賠償金、あるいは違約金というお金を払わなければならないと。これはどういうことかということ、相手に対して、町の都合によって損害を与えるということです。そして約束を違えるということです。

これを町の都合によって、相手にそういうことをやるということは厳に慎むべきであって、やらないということを今回町長の答弁でも改めて言ったということです。及び、損害賠償をもし払うということであれば、この自治法の適用によって議会の議決も頂かなければならないと、こういう手続きもあるということでございます。

そういうことを総合的に勘案して、えー、今の財政基盤強化の計画通りに、令和7年度の期間満了をもって、して、解約するというに変わりはないということでございますので、ご理解頂きたい。

それと、公用車の見直しについては、じゃあ、行わないのかということは、これ引き続き行っていくということも合わせまして、ご理解頂きたいと思います。

以上です。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

そしたらさー、禁止、禁止でないって言いながらさー、何で契約書に載っちゃってますか。そういうのが。おかしいんじゃないですか。それは都合のいい解釈じゃないんですか。どう考えても僕はおかしいと思うんですよ。

それでですね、今回のこの一件をちょっと弁護士さんに相談したんですよ。そしたら、これは地方自治法第242条の1、不当な公金の支出、財産管理を怠る事実に該当する恐れがあるというふうに言われました。

それで僕は、どうすればいいかということを考えた時に、住民監査請求、作ってきました、作ってあります。今日、これ出しますので、それで監査委員に調べてもらいましょう。それが僕はいいと思います。宜しいですね、これで。

はい。それでは、次、いきます。5番目いきます。

えー、旧江光ビル跡地建設、建設施設について、旧江光ビル跡地建設資金、建設施設計画の際に、江差町の貸施設の現状と、えー施設建設後の財政シミュレーションをおこったか、行ったかどうかをお伺い致します。

「町長」

議長。

「町長」

町長。

「町長」

増永議員の5問目、旧江光ビル跡地建設施設についてのご質問にお答えを致します。

まず、前段で申し上げますが、跡地の施設整備においては、これまで商工会としての提言をはじめ、商工会三役などとの意見交換、上町の商店街組合や町内会、特に議会との協議を重ねながら施設整備を進めてきたということをご認識頂きたいと思います。

その上で、旧江光ビル跡地活用拠点施設は基本構想及び基本計画を策定し、それを基に進めて参りました。

基本計画では、様々なニーズ分析を実施しておりますが、その一つに町内類似施設について調査を行っております。議員がお示した資料5-2の概要版ではなく、計画本編の中に記載しております。町内の各施設がどのような施設であるか、年間何人の方が利用されているか、などを整理し一覧にしております。これらの施設の現状を踏まえた上で、基本計画を策定しております。

また、建設後の財政シミュレーションについてでございますが、基本計画の中で概算事業費の積み上げやランニングコストの整理はしておりますが、トータルとしての財政シミュレーションは実施しておりません。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー、それではですね、資料5の1の1、見て下さい。これはですね、課長さん方にご迷惑かけたんですけども、あの、現状の江差の有料で使われた数字です。で、金額です。で、たまたま2018年度、2019年しかないんですよ。これは、2020年、あー、2020年はコロナのため、数字に的には出来ませんでした。それと、2018年以前のものについては、資料としては残ってません。ですから、この2年間しかありません。でも、これ2年間でも、もろ出てます。あー、あの、この資料見てですね、一番最後見て下さい。5の1の3、総施設33施設もあるんですよ、江差町に。33施設、わかります。33施設あって、2018年度、利用金額360万、33施設で360万ですよ。で、2019年、77%で278万1,433円、これだけの収入しかないんですよ、町長さん。これだけの収入はなくて、本当にあの施設が町長さんが思い浮かべるような施設に本当になるんですか。それが、ちょっと僕は疑問に思います。

そして、5の2の1、これが町長さんが言われた江光ビル跡地活用拠点基本計画書、その5の2の2、見て下さい。ライフサイクルコスト及びエネルギーのここの部分の下の方、見て下さい。で、左端の樹で囲んだところ、建設費は氷山の一角で意外と少ない、修繕費、運用費等が圧倒的な割合を占めてる。この右側の丸い図見て下さい。船に

乗っているのは、これは町民ですよ。町民が見えているのが建設費いくらですよ。先程町長、あの、町長さんが言われた金額ですよ。でも、海の下には、運用費、修繕費、保全費、一般管理費、これがとんでもなく掛かりますよ、って示してるんです。だ、この部分に関して、こういう形になることは、町としては、ご理解してたんですか。まず、これが1問の質問です。

そして、5の2の4、ランニングコストの試算、この計算でいくと約1億5千、あーごめんなさい、1,500万、年間掛かりますよって書いてますよね。

そして、5の2の5、収益を上げる必要があると事業収入の考え方で。そして、収入金額を上げる工夫が必要であると。ただ建物た、たって、建てるだけでは駄目ですよ、というふうに言われています。この、ま、借金を除いて、維持費約1,500万、ところが先程見た江差町の33施設で270万しか収入上がってないのに、これ、どうやって、どうやって、これを上げていくのか、具体的に教えて頂きたいと思います。

次、60ページ、これは先程、町長さん言われた交付金の関係ですよ。これは、内閣府の地方創生拠点整備交付金事業、そして、認定基準ってとこの①番目、自立性って書いてんですよ。将来的に交付金に頼らず、頼らず、事業として継続していくことが可能となる事業であるとして書いてあります。本当にこれ自立出来るんですか。これが3問目。

そして、4問目については、交付金に頼らないということは、これは江差町の一般財源から出していくってことなね、ことなのでしょう。

以上4点、ご質問致します。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

えー増永議員から江光ビルに関して、4点ご質問ございました。えーと、先程、室井議員の2問目でご答弁申し上げましたとおり、施設の目的としては、貸し室よりも、まずは、地域の上町地区の活性化をしていくための施設だということを、まずご理解頂きたいと思います。

2点目、えー、ま、計画の中でも、ま、ランニングコストの関係が出ています。で、えー、ま、んー、計画どうり、どうりというか、概ね同じような金額のランニングコスト、今回、6年度予算でも、入れていくことになってございます。あの、予算要求して、予算で提案させていただきます。あくまでも、施設、ま、このランニングコストに関しては、当然その国からだとか、道から支援を頂いて、進めるものではございません。まちの一般財源を投入させて頂くということで、進めることになります。あの一、地方創生の臨

時交付金、確かに自立性というところは記載があります。私達も少しでも収入は得ながらということは考えてございますが、えーま、地域の活性化のための施設だということを、前回もお話させて頂いています。そこを是非、ご理解頂きたいと思います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

そしたら、あの、僕1問目の質問では、こういう修繕費、建設以外よりも、修繕費、運用経費が掛かるという認識で取り掛かっていったということで、宜しいんですね、まずはね。そうですね。一番最初、僕は、こういうふうに質問したんですよ。建設費よりも、修繕費、運用経費が圧倒的に多いということをこの図では出てますよねって、そういうことを理解してあなた方はこの計画を進めたのですかってことを、僕は聞いたんです。いいですか。それをわからないで、どうのこうのじゃないですよ。掛かる、要するに建設費よりもとんでもねえ、このあと、じえんこ掛かるとよってというような条件で、あなた方はこれを進めたのですかってこと、僕聞いてるんですよ。

それと、2問目の、については、あの捻出する方法は、結局、今の答弁ではなかったですよ。まちの活性化という一括りで説明されてますよね。でも、それおかしくないですか。俺、この間も、この議会でゆったじゃないですか。あの、あなた方が作ったこの、これ、令和4年11月、この段階で先程僕が言いました収益を上げるための考え方、出てますっしょ。今まで、何もやってこなかったんですか。それと、一番最後に、もう、これあれだったんですけども、ここにもちゃんと計画載ってるでしょ。なぜ、これやらなかったんですか。ですから、再質問としては、あなた方は、この計画する上で、計画した段階で、その収益を上げることを全くしてなかったかどうか、っていうのが1つ。

それと、計画は4年前、あーごめんなさい。4年前じゃねえや。えーと、令和4年の11月から出来てる。この段階から何で事を進めなかったんですか。今、もう、6月ですよ。あと3か月ないんですよ。まったくそれだったら、行き当たりばったりじゃないんですか。ですから、2問目としては、あなた方をこれを作ってから、そういう収益を上げる努力をしたんですか。

以上2問、お願いします。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

えーと2問、ご質問頂きました。修繕や管理にお金が掛かるという点に関しての、お話だったと思います。あの、当然、その、施設を整備するということは、国からこのあと、交付金などもらう、今想定ではございません。そういう意味では、建物は当然、修繕費も掛かってきますんで、記載されていることは間違いないと思います。ただし、それを如何に抑えていくかというところは、当然、我々がこれから進めていかなきゃいけないということで、ご理解頂きたいと思います。

2点目についてです。収益を上げていくという点に関してです。あの、私達はこう考えています。施設は、これから今、あの、歩き出す施設でございまして、しっかり、こう、今、まず建設のところに建設あるいは整備というところで、えー尽力をさして頂いています。これから、あー、ま、どういうふうに活用していくか、あるいはどうやって収益を上げていくかというところは、しっかり対応していきたいと思いますので、ご理解頂きたいと思います。

以上です。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

課長、ご苦労様です。

でもね、問題はね、こういう事実がある中で、あなた方はこれに基づいて、進んでいる訳ですから、やはり、この、この計画どおり事を進めて頂かないと、町民は納得しないんですよ。現に、ここにもう作業工程があって、本来、もう終わってなきゃならない作業を、今これからやるんですよ、あなた方。おかしいんじゃないんですか。と僕は、思います。じゃ、それは、答弁は、宜しいのでいいです。

次、6番目いきます。

えー6番目、北の江の島構想の津波対応とオープン後の財政状況について、ご質問致します。

令和5年第4回定例会一般質問において、北の江の島拠点施設基本計画案の津波対応について、担当課長よりコンサルタントの大山さんの力を借りて、全体で作り上げる、と答弁がありましたが、どのような形で大山さんが関わるのか。

また、今回の建設資金に対して、どのように回収するか具体的に町民にわかるように説明をお願い致します。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員からの6問目のご質問にお答え致します。

令和5年第4回定例会一般質問の中で、北の江の島拠点施設基本計画の津波対応について、担当課長が大山氏の力を借りて、とあるがどのように関わるのかというご質問だったというふうに思います。

少し誤解があるようなので、正確にお伝えさせていただきます。大山氏と町職員で作り上げたのは基本計画でございまして、昨年の10月に議員の皆様にもご説明した上で完成したところです。

この基本計画をもとに、現在進めている基本設計について、建築分野で総合的な知見を有する設計業者へ委託しております。

なお、津波対策については既に委託業者へ十分検討するように指示していることをお伝えしておきます。

次に、建設資金のご質問でございます。

ランニングに関する収支につきましては、令和4年3月に策定した北の江の島拠点施設基本構想において示しており、簡潔に説明をさせていただきます。

当時は、一般財団法人開陽丸青少年センターと一般社団法人北海道江差観光みらい機構に施設を担って頂くとした場合の想定であり、ランニングコストに関しては、令和3年度に法人へ財政支援している補助金以内での整理が可能と想定しています。

資金回収という点ですが、10月に皆様にお示しした北の江の島拠点施設基本計画でご説明させて頂いた通り、整備する施設は、そこを拠点としてかもめ島やいにしえ街道をはじめとした街中に人を周遊させることで、地域経済の活性化を目指すものでありますので、施設単体での資金回収を想定しているものではない、ということをご理解願いたいと思います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい。それでは、えー大山さんの話は全然、出て来ませんでした。そして、その建設改革、基本計画なんたらっていう、その去年の12月に提出頂いた部分に関して、えー、実は僕は大山さんとちょっとお話を頂いたんです。この津波対応について。電話で話ししました。それで、大山さんいわく、課長さんは大山さんの力を借りてって言うてました。でも大山さんは、ゆってました。私は、災害のプロではありません。津波対応については江差町の計画を盛り込んで下さい、言いました。ということは、大山さんは

この津波対応に関しては、まったくゼロですということを僕は言いたかったの。それ、履き違えてもらいますと困るんですよ、課長さん。いいですか。その上ですよ、その上で、江差町が出している防災ハザードマップ、今、江差町さんは、その今回の江の島構想において、そういう津波対応をするようにという、今、設計をゆってると、いう話、あんばい式ですけども、その辺、あそこにどういうふうにするのか僕わからないんですけども、万が一、ま、いろんなそういう物を建てて作ったかも知れ、作るかも知れませんが、あの今現在の開陽丸から、あのこのマップでいくと、対鷗館に逃げなさいとなってる。一番近いのは対鷗館です。でも、対鷗館までなんか行けません。一番近くて、レストラン津花館さんです。すると、いいですか、あの開陽丸から、レストラン津花館さんまで、距離なんぼあるかご存じですか、町長さん。600メートルなんですよ。600メートルで、人間が100メートル歩くのに、1分掛かるそうです。それと単純計算すると、じゃあ、6分で着くべやって、思うっけさ。ところがさ、あそのこどこ、さがになってんでえー、さが。ってことは、300メートルは平たん、300メートルはさが。坂は倍かかりますよ。そしたら、あそこで、津波かかったら、あそこまで逃げるのに、9分かかるんです、9分。すると、あなた方が出してる防災の、あの、うー、計画でいくと、7分後に津波が来るとゆってるんです。っていうふうに、間に合わないんです。それと、資料6の1、これは、今年1月の町広報に出ております。防災街歩きに参加して楽しい防災対策。ここで、黒杵の真ん中辺ころ、見えてきた問題点。避難路が急で高齢者や子供達が歩くのが出来ないって書いてますよ、町長さんね。すると、町長さん確かあそこに子供何かを作るんですよ。で、そういう、その人方、出来ないって書いてんですよ。矛盾していませんか。ま、これが事実なので、これもちゃんと踏まえて、その、うー、基本計画ですか、に盛り込んで頂きたいというふうに思います。

それでですね、これはお願いします。盛り込んで下さい。で、これは、町に報告しているってゆってるので、皆さん聞いていると思いますけども、それでお願いします。

そして、資料6の2、先程来から、人口が減る、減る、減るって出てますよね。そして、今、2024年、来年2025年、来年は100人減って6,701人です。そして町長さん、この北の江の島やって、借金を作った場合に、2040年ですか、終わるのが。そしたら、この間で、1,352人減るですよ。ってことは、この間、収入も落ちるんです。財政も苦しくなるんです。そういった中で、町長さん、先程の基本方針演説の中で、国内の社会情勢、経済情勢は大きく変わりましたって、町長さん言いましたよね。変わったんですよ。江差町も。世界、あの一、世界も北海道も。いいですか。今、この江の島構想は2018年に第、何か1回目の計画書、計画案が出た時です。もう今、6年経ってます。今現在。たった6年の間に、町長さんさっき言われたように、戦争はあるは、ねえー、コロナはあるは、考えられないことが起きてたんです。そういう状態の中で、今、まさに、資料の6の3、これはJR北海道の社長さんが出した部分です。駅前の再開発ビル、完成最長2年延期、正式表明。原因は何ですか。資材高騰、人件費高騰、自分達の思っている予算では出来ない。だから変えたんですよ。いいですか。そして、札幌五輪、検討して中止になりました。そういう、今、状況です。そういった中

でですね、今朝、今朝、北海道新聞、函館新聞読みました。七飯町議会、温泉施設延期、延期、理由はただ1つ、資材の高騰です。そして、全国的には、資材高騰人件費の高騰。でも、北海道は、千歳のラビタス、あの影響が凄いんですよ。それで、あの一、J R北海道の社長の2年ずらすって。なぜ、2年ずらすかわかります。ラビタスの完成が2026年3月ですよ。終わってからやるってゆってるんです。ですから、あとですね、今日の北海道建設新聞、函館、七飯町、令和6年度の予算、一般会計予算過去最多の128億、前年、前年度同比に比べて12%増、その中の普通建設事業費3倍だって。3倍。20億8千万、考えられますか、江差町は。今、まさに、コロナの、あー、ラビタスの影響で、今、資材がこれだけ高騰している中で、建設費をどれだけ抑えるかってことを考えなきゃいけないんじゃないんですか。ならば、他の施設、北海道道内においても、札幌市、他の、えー、札幌市だとか、えーと、よその、あの、どう、道内における、おお、大きな事業は、公共施設は、全て2年延期しております。江差町も2年延期する考えがあるかどうか、お聞きします。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

えー、大きく分けて4点ご質問頂いてましたけども、私の方から2点、お答えさせていただきます。

えーまず、大山さんの関係でした。えーと、増永議員の、こう、ご質問の中で基本計画と基本設計に関して、ここ、ちょっと、あの一ごっちゃになって、なんていうかな、一緒になってる部分があるなあーというふうな認識がございます。

えーと、こういうことです。基本計画を策定するにあたっては、総務省の地域力創造アドバイザーであった大山氏の力を借りて、私達役場が基本計画を策定したということです。大山さんは、決してその津波の専門家ではございません。それは間違いないです。建物の専門家でもございません。ただ、地域、全国的な地域のことをご存じなので、そこのお力を借りて作ったということで、ご理解頂きたいです。で、今度は基本設計で、先程、町長話したように、えー、知見のある業者に今、お願いしているということになってございます。

続いて、ハザードマップのお話でございました。えーと、確かにハザードマップの避難所としては、えーと、対鷗館というのがございます。ただこのハザードマップで津波の際の波がどこまで、いくんだということがございます。それは、あー、ま、地図を見て、見てもらえればおわかりになりますけども、おアネロイド気圧計のもう少し上の方というところで、津波は、ま、そこまでという形になってございます。あの一施設を

整備するに当たっては、もし、ま、今、えー、業者の方をお願いしているのは、例えば垂直避難の可能性ですとか、そういったところを可能性については、今、指示してますんで、えー、ま、完成する前には、また、議会の皆様にもですね、その点、ま、今の検討状況をお知らせしながら、ご意見を頂く場があるかなと思ってます。

以上です。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい、えーと、私からもちょっとダブリますが、えー津波の対策がどの程度、可能なかは、あの、基本設計出来ましたら、その上で、議会にはきちっと示しながら、また、意見色々頂く格好になろうかというふうに思います。

で、最後の後段、えー多分、増永議員は、色んな資材の高騰やら何やら含めて、他の自治体含めて、えー延期したり、そういったものがあるけども、江差町の北の江の島、2年延期する考えはないのかっていう答弁、あの質問だというふうに、宜しいですか。現時点では、あーあ、2年延期するとかっていう考えは持ってはございません。ただ、今後、今、基本設計も出来上がりますけども、ま、色んな面で、えー、本当にそういったことも含めた中で、あの、情勢というのは、ま、ラピダスの問題やら、色々、あの、出しておられましたけども、今後の、今後に向けての中でですね、あの一、何が何でも絶対やるんだという意味、意味合いではございませんけども、これからの進み具合の中で、情勢がどういうふうになるかということについては、それは、あの、いくらかの可能性はあるというふうには感じますけども、今の時点で、2年延期するとかという考えは持ち合わせておりません。

以上です。はい。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

あー、ま、必ずやる、やる予定ではないというふうに、とらまえていいですか。

ただ、あの一、その、わらしのだけはんこきみたく、なんかかったやるっていう考えでは、ないということで、まず、理解していいんですね、副町長さんね。

その中で、先程ちょっと僕も資料言い忘れたんですけど、七飯町の温泉施設の工事着工、確かに今、あの一、副町長さんは、今後、今後の状況でどうなるかわかりませんって

ゆってるかしんねえーですけども、もう一、もう一、始まってんですよ、副町長さん。いいですか。この七飯のこの施設は、この新聞に書いてあるのは、去年の12月上旬に建設業者から資材高騰、供給の問題があり、改めて室内を検討し、事業を進めていきたいと回答があり、って、2年ずらすとした。今、去年のもう12月にこれが起きてるんですよ。それと札幌市だって、去年の6月ですよ、6月にもう、26年に予定した、これ、1年遅らせるって書いてるんですよ。登別市、こちらも2010、じゅう、うー、2011年から2028年、公共事業のプラン見直し。そして十勝管内清水町、25年度に予定していた町立体育館の建て替え2年延期。こちらの方は具体的に数字は出ていますよ。約20億と見積もっていた事業計画が、去年の10月時点で23億9千万で膨らみましたって。黙って2割、3割、もう今上がってんですよ。ってことは、町が出した12億っていうのは、もう幻になっているんですよ、今現在。だったら、今から修正掛けてもいいんじゃないんですか。なんたかった、やるって理由はないでしょ。副町長さん。だから、あなたが今、説明したのは、これからでない。今、もう、おきていますよ。今、検討しなきゃいけないって僕は、ゆってんですよ。いいですか。その件に対して、どうですか。副町長さん。

(議長)

副町長。

「副町長」

増永議員、今この場で、この本会議場で、あの質問は、それは全然、あの一結構なんですよけども、今、この場で、2年を延長する考えはないのかっていう質問に対しては、私は、今、考えてございません。

で、これから、基本設計出来て、また、議会と議論してて、我々、ま、執行部、議会含めて、この一大プロジェクトを本当にやるかどうかっては、ま、もう、やる考えで進めていますけども、途中でのそういったところ、ま、今調査費やら、これまでの色んなお金は使ってますよ。コンサルの委託料、これ、議会と両輪の中で、物事を進めないとならない訳ですから、議場の場で、議会の場で、反対するんであれば、反対するとか、延期するべきだとか、そういった形のどっかのタイミングあるだろうというふうに思います。

繰り返しになりますが、今の時点で、2年延期する考えについては、今は持ち合わせておりません。

以上です。はい。

「増永議員」

はい。

(議長)

以上で、増永議員の一般質問を終わります。

(議長)

暫時休憩致します。

えー、2時55分まで休憩致します。

休憩 14 : 46